

「X 帯無線航行レーダー帯域における気象レーダーの利用に関する調査検討会」
開催要綱（案）

第1条 目的

船舶等のレーダーに使用されている X 帯の一部（9.4GHz 帯）において、小型気象レーダー用の無線局免許にかかる技術的条件等（運用条件を含む）の策定に資する検討を行うことを目的とする。

第2条 名称

本会の名称は、「X 帯無線航行レーダー帯域における気象レーダーの利用に関する調査検討会」（以下、「調査検討会」という。）とする。

第3条 主な調査検討項目

- （1）周辺情報の整理
- （2）想定仕様と需要
- （3）机上混信検討等
- （4）実験試験局による実証試験
- （5）技術的条件案
- （6）その他、目的達成に必要な事項

第4条 構成・運営

- （1）調査検討会は中国総合通信局長の委嘱を受けた委員により構成する。
- （2）調査検討会に座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は、調査検討会構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- （4）座長は、調査検討会を招集し、主宰する。
- （5）座長代理は座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって調査検討会を招集し、主宰する。
- （6）調査検討会は必要に応じ外部の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- （7）調査検討会に作業部会を設置することができる。
- （8）調査検討会は原則公開とする。ただし、調査検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利・利益、公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- （9）その他、調査検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

第5条 報告

座長は、調査検討の結果を中国総合通信局長に報告する。

第 6 条 開催期間

調査検討会は、平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月までを目途に開催するものとする。

第 7 条 事務局

調査検討会の事務局は、株式会社構造計画研究所が行う。